

会 務 月 報

第177号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 令和4年11月7日（月）14:58～16:45

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 村田良太
委 員 山口 聡、山崎良知、櫻井哲男、
佐藤和夫、神余智夫
担当副会長 岩本茂美
事務局 居谷、前田、野出、東小川、吉田

欠席者 委 員 肥後潮一郎

配付資料：令和4・5年度「教育・情報委員会」名簿機構

資料1：令和4年度 教育・情報に関する事業計画

資料2-1：「開設者研修会」実施要領 | チラシ | 実施計画・結果

資料2-2：「開設者研修会」に関するデータ | 実施状況などについて

資料3-1：「法定講習」実施状況などについて

資料3-2：「管理建築士講習」実施計画・結果

資料3-3：「建築士定期講習」実施計画・結果

資料4：特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」開催要項案（建防協）

資料5：フロントシステムサービス終了のご案内（メタップスペイメント）

資料6：令和4年度教育・情報に関する上半期事業報告

議 事：

1. 令和4年度事業計画の確認について

○委員長から令和4年度事業計画について説明・確認した。

（資料1）

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・岩本副会長：新しい講習会の候補を挙げて他の委員会に提案し、協同して推進していきたい。例えば、BIMを使った効率的な省エネの講習会などを今期の最後あたりに企画できるとよい。
- ・村田委員長：他の委員会やWGと意見交換しながら、協同して検討していくこととする。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

○事務局から「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について説明した。（資料2-1、2-2）

- ・本研修会は、建築士法第27条の2第7項に基づいて実施している。33単位会で知事指定講習の位置づけ（令和3年度時点）。
- ・今年度、5年ぶりにテキストの大幅な見直しを行った。テキスト改訂に伴い、これまでは時間割の統一を働きかけてきたが、地域の事情や講師の裁量により単位会に一任することとした。また、テキスト改訂に関する講習アンケートを実施中。
- ・今年度は39単位会53会場で開催予定。上半期は4単位会5会場で369名が受講。合計受講者数897名（11月1日現在）。
- ・受講者は減少を続けている。令和元年度はコロナで大きく減少し、昨年度3,000名台に戻った。受講者が見込めず事業として成り立たない等の理由で開催していない単位会が複数ある。
- ・講師の負担、講師謝金の負担の大きさから、映像講習を望む声がある。昨期の委員会でも、当面は対面講習を継続するとしたが、講習方法については検討を継続。
- ・受講者が集まる条件は次のように考えられる。①知事指定講習であること、②都道府県からの受講奨励文があること、③建築士事務所の指導要綱に本研修会の受講に関する記述

があり、④さらに事務所登録・変更時に本研修会の受講証明書等の書類添付が求められていること。

- ・「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂ワーキンググループ」から、持ち運ぶ必要がなく、また検索が可能となるためテキストの電子化について検討の要望あり。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田委員長：テキストの電子化について、現状のテキストにDVDを付属させるか、HPで閲覧できるようにするか、無償か有償かなどの問題がある。今年度中には方向性を決めたいため、次回委員会で意見を聞くこととしたい。

- ・櫻井委員：開設者研修会の法定講習化への取り組みはどうか。

→居谷専務：前身の「管理講習会」は大臣指定を受けていたが、法律に根拠のない義務づけであったため行政の関与が外れることとなり、日事連の任意の講習になった。単位会から義務づけを求める声もあり国交省に要望したが、管理建築士講習、建築士定期講習と重複する部分が多いため、取り立てて位置づけるのは難しいとの事務的な回答を得ている。

- ・佐藤委員：建築士でない開設者に対する講習として、要望しないか。

→居谷専務：法律上、開設者の要件が規定されていないため、整理できない。

→佐藤委員：建築士でない開設者がどの程度存在するかわからないが、要件を整理することで、受講者が増えるのではないか。

→事務局：昨年度の受講者における、管理建築士でない開設者の割合は6.6%（221名）。

- ・櫻井委員：知事指定は法的な根拠がないことから却下されていると聞かすが、建築士法第27条の2第7項の「研修を実施しなければならない」ということを受けて指定講習にできないのか。

→居谷専務：事務所協会に対する規定であって、受講側の

規定ではない。建築士事務所の運営・管理に責任をもつという都道府県業務の一環として、指定講習として位置づけられているところ。

- ・岩本担当副会長：まずは研修会をどう位置づけるかが問題。例えば開設者をターゲットに建築士事務所の業務の運営に特化した内容とし、事務所登録・更新に必須の講習会とするなど。国交省に研修会の意義をはっきり示して理解を求め、大臣の推奨を得て、都道府県知事の指定、書類添付としていけるよう、少しずつ攻めていきたい。過去の経緯も勉強して、時間をかけて議論する必要がある。

- ・吉田調査役：国民の安心安全と財産にかかわる業の開設者に、何の規定もないことに問題がある。

- ・居谷専務：以前国交省に要望した際には、開設者の要件がまとめられなかった。また受講率20%程度、さらに会員の受講率も高くなく、話がそれ以上進まなかった。

3. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

○事務局から法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について説明した。（資料3-1、3-2、3-3）

- ・両講習とも、登録講習機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、建築教育センター）から実施協力機関として委託を受け、単位会が実施団体となり運営している。今年度から建築教育センター直轄のオンライン講習が開始したため、会場講習のみ委託されている。

- ・管理建築士講習は、6割弱の単位会で実施。受講手数料は16,500円（税込）、配分は単位会4,618円、日事連1,950円（税抜）。日事連でテキストを作成。上半期は220名が受講。

- ・建築士定期講習は、公益社団法人日本建築士会連合会（以下、士会連）も実施協力機関となっている。建築士会と事務所協会の受講者数比率は例年6：4程度。受講手数料は12,980円（税込）、配分は単位会4,970円、日事連530円（税抜）。上半期は4,475名が受講。

- ・両講習とも課題は他登録機関との受講者獲得の競争だったが、建築教育センターが直轄のオンライン講習を開始し、

またWeb申込口をなくしてしまったことから受講者の大幅な減少が見込まれる。オンライン講習の上半期の受講者数は、管理建築士講習は233名、建築士定期講習は2,510名。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・吉田調査役：法定講習のテキストについては当初、建築士定期講習は士会連、管理建築士講習は日事連が担当となり、委員会をつくって取りまとめ、建築教育センターのチェックを受けて発行していた。建築士定期講習は定期的に改訂されているが、管理建築士講習は一度きりの受講のため、基本的にテキストは改訂せず、法改正の部分だけを毎年見直している。管理建築士独自の内容はマネジメント部分のみという判断で、管理建築士講習は一度きりの受講となった経緯がある。

4. 他団体との講習の協力開催等について

○事務局から特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」について説明した。（資料4）

- ・平成30年度から令和元年度にかけて、一般財団法人日本建築防災協会（以下、建防協）が発行する「特定建築物定期調査業務基準」をテキストとする講習を建防協と協力して開催し、約1,060名が受講した。
- ・昨年度からは実務者への継続的な講習として本講習を開催しており、昨年度は11単位会・13会場で351名が受講、Web講習では407名が受講。
- ・今年度は、昨年度から一部内容が改正されたため改めて講習を開催し、併せて昨年度の受講者へは改正部分のみの講習を開催するにあたり、周知と開催協力の依頼があった。
- ・受講料・テキスト代は、単位会が受講者から受領した金額の75%を日事連に納入し、日事連は同金額の70%を建防協に納入することとなっている。なお、会場講習時の受講料は納入なし。
- ・今年度の開催予定は、3単位会は会場講習、7単位会は単位会で受け付けて建防協のWeb講習を案内する。

5. 講習会Web受付システムについて

○事務局から講習会Web受付システムについて説明した。（資料5）

- ・日事連では、講習会Web受付システムについてメタップスペイメント社にシステム開発を依頼し、平成30年度から運用してきた。システム利用自体に単位会の負担はなく、電子決済の申込みがあった場合のみ受講料の3.5%を手数料として支払っていた。現在、40単位会がシステムに参加、そのうち13単位会は電子決済の利用が可能。
- ・既存講習や開設者研修会などでシステムを利用し、また単位会の希望によっては独自講習に使えるよう改修してきた。
- ・しかし昨年、不正アクセスによる情報流出があり、これに端を発しフロントシステムサービスを終了すると連絡があった。より厳しい基準にシステムを準拠させる必要があるものの、更新・維持していくために多大な費用がかかるためサービスの継続が難しく、年内にはカード決済機能の提供停止、来年6月にはサービス自体の提供を終了すること。
- ・現在、類似するサービスの継続使用と並行して、新規システム開発のため複数の会社と打合せ中。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田委員長：脆弱性に関して6月末まで使用を継続することに問題はないか。
→事務局：情報流出が起きた時点で穴はふさいだとの説明を受けているが、フロントシステムも早めに終了したいとのこと。

6. 【協議事項】令和4年度上半期事業報告について

○委員長から令和4年度上半期事業報告について説明・確認し、原案のとおり承認された。（資料1）

7. その他

次回委員会 令和5年2月3日(金)14:00～16:00

■第1回 業務・技術委員会 議事概要

日時 令和4年10月18日(火) 15:00～17:00

場所 日事連会議室

出席者 委員長 内田 要 (佐賀)
副委員長 相原清安 (三重)
委 員 村上 学 (岩手)、河野正博 (茨城)、
尾関和彦 (愛知) 吉居龍治 (滋賀)、
山城新吾 (沖縄)
担当副会長 木下賀之 (福井)
事務局 居谷、前田、千浜、野出、安藤、岡本、
吉田

欠席者 委 員 内野輝明 (徳島)

{配付資料}

委員名簿

日事連・機構

資料1：令和4年度上半期事業報告 業務・技術に関すること

資料2：住宅金融支援機構 適合証明業務登録制度の収支の見直しについて

資料3：令和4年度既存住宅状況調査技術者講習の実施状況と令和5年度の講習計画について

資料4：マロニエBIM設計コンペティション2022
in みやぎ

資料5：今後の検討委員会の進め方 (案)

資料6：適合証明技術者の業務の適正化に向けた取組

資料7：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

資料8：下請け法順守状況の自主点検アンケート

資料9：宅地造成等の規制法の一部を改正する法律

議 事

(協議事項)

1. 令和4年度上半期 業務・技術に関する事業報告について

○資料1により令和4年度上半期の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。

2. 適合証明業務登録制度の収支の改善について

○資料2により適合証明業務登録制度の収支の改善について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・適合証明技術者の登録については近年登録者が減少しており、また登録期間が2年から3年となったため、日事連の適合証明業務登録制度の特別会計がこのまま推移すると大幅な赤字となる。このため、多くの方が登録の更新を行う令和5年度の登録受付より登録料、受講料の値上げを行いたい。
- ・第1回の業務・技術委員会での意見交換後に単位会に意見照会を行い、それを受けて次の業務・技術委員会で値上げ案を決定するというスケジュールを予定している。

○次のような意見交換が出された。

- ・業務・技術委員会として判断する資料が必要。
- ・単位会の意見を聞いてから判断したい。
- ・これで黒字が何年続くのか。根拠資料がほしい。
- ・スケジュールであるが単位会に聞いた結果を11月、12月のうちにとりまとめないといけない。うまくまとまるか。
- ・単位会の収入が減ることをこの委員会で決定する重さを考えてしまう。オンラインの配分を0.5:0.5にした場合の収支はどうなるのか。
- ・日事連への配分が多くなることには単位会的にはアレルギーがあるかもしれない。値上げしなければいけないことはわかっているとは思うが。
- ・平成30年は2年間でワンクール、令和2年からは3年間でワンクールになる。よって、3年分の登録料に対する登録手続は1回なので、登録料については単位会的には実質的にはアップしていると考えられる。

○単位会への意見照会の結果がまとまった段階で12月中に一度WEBでの業務・技術委員会を開催して議論することとした。

(報告事項)

1. 各専門委員会・WGよりの報告

○資料3により既存住宅状況調査技術者講習の令和4年度の開催状況が事務局より報告された。
新規・更新の受講者を合せると10月3日付で385名の申し込みがあり、令和4年度の受講者予定は400名を予定していたので前期でほぼ達成していることなどが説明された。

また新たなサイクルとなる令和5年度に向け、テキスト、講習動画、考査問題の更新を行う旨が報告された。

○資料4によりマロニエBIMコンペティションの開催について居谷専務理事より説明された。今年度は宮城会を主管会として準備を進めていること、10月29日には課題が発表されることなど。

2. 業務報酬基準の改正に向けた検討状況について

○資料5により業務報酬基準の見直しの検討状況について居谷専務理事より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・実態調査のアンケート調査が終了して、現在、分析をしている。略算表を作成した時に欠落する部分（小規模、1万㎡以上）が生じる、戸建てでは面積、規模だけでは略算表の値が導き出せない、1類、2類で逆転してしまうことなどをどうとらえるか等の課題がある。
- ・全般的な傾向としては、告示98号に比して傾きが緩やかになる傾向があり、小規模は大きく改善、中・大規模では前回と同じくらい減少している。
- ・スケジュールとしては当初予定よりは遅れ、3月中旬に中央建築士審査会での改正告示案の審議が行われる予定（当初予定は12月）。

3. 適合証明技術者における業務の適正化に向けた取組について

○資料6により適合証明技術者の業務の適正化に向けた取組について事務局より報告された。

日事連としての取組については、機構との連絡・調整の強化、適合証明技術者へのヒアリングの実施、情報提供、アプリ利用に向けた検討、検査過誤防止のためのサポート業務の構築の検討などがあげられている旨、説明された。

4. 省エネ法等の改正について

○資料7により脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律について省エネ法改正のほか建築基準法なども一部改正された旨、事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・省エネ法の改正により2025年にはすべての新築住宅・非住宅において省エネ基準適合が義務づけられる。建築士には

建築物の省エネ性能向上についての説明義務や再エネ導入効果の説明義務が課される。

- ・主な改正の施行は2025年となるが、順次改正が施行されていくので周知の体制を整えていく必要がある。

5. 下請法順守状況の自主点検について

○資料8により居谷専務理事より下請法の法順守状況についての自主点検アンケートについて説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられ、法違反が多く認められる業種について事業団体に法順守状況の自主点検を行うよう要請を行うこととされ、自主点検のアンケートへの回答が求められた。WEBで回答する形式で、単位会を通じて回答を依頼している。
- ・10月23日が期限で、国土交通省、中小企業庁に点検結果を報告することとなっている。まだあまり回答が集まっていないが、対象となる資本金1,000万円超の事務所が兼業も含めてどれくらいあるのかという懸念もある。

6. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律について

○資料9により宅地造成等規制法等の一部を改正する法律について事務局より報告された。

熱海市の盛土の崩落をうけて、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要とのことで令和4年5月に公布、公布の日から1年を超えない範囲で施行される旨が説明された。

都道府県知事が規制区域を指定、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とする等の規制が行われることになる。

○次回日程（予定）

第2回：12月12日（月）

第3回：令和5年1月13日（金）14：00～16：00

■第1回 広報・渉外委員会 議事概要

日 時 令和4年10月17日（月）15：00～17：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 石井繁紀

委 員 大宮利一郎、田端友康、佐藤和仁、
岡野政治、石原節夫、前原博

担当副会長 井手添誠

事務局 居谷、前田、鈴木、三浦

<配付資料>

資料1：広報・渉外委員会の分担事項及び令和4年度事業計画等

資料2-1：令和4年度の日事連建築賞の選考について

資料2-2：令和5年度日事連建築賞募集要項について

資料3：建築士事務所キャンペーン事業について

資料3参考：令和3年度建築士事務所キャンペーン事業結果一覧

資料4：共同要望運動の実施について

資料4参考：令和4年度共同要望書／説明用資料

資料5：会誌の発行について

資料5参考：令和4年度年間台割帳

資料6：令和4年度上半期事業報告

参考：令和4・5年度 広報・渉外委員会名簿

議事に先立ち委員長及び委員の自己紹介を行った。

議 事

1. 広報・渉外委員会の分担事項及び令和4年度事業計画の確認について

事務局から広報・渉外委員会の分担事項及び令和4年度事業計画について説明がなされ、確認した〔資料1〕。

2. 日事連建築賞について

2-1. 令和4年度の選考について

令和4年度日事連建築賞の選考状況・結果について事務局から以下の説明がなされた〔資料2-1〕。

本年度は日事連が創立60周年を迎えたことから、第3の賞として「60周年記念賞」が特別に設けられた。一般建築部門78点、小規模建築部門96点、合計174点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、27単位会から一般建築部門23点、小規模建築部門28点、合計51点の応募がなされた。

日事連建築賞選考委員会により、国土交通大臣賞1作品（一般建築部門）、日事連会長賞1作品（小規模建築部門）、60周年記念賞2作品（一般建築部門1作品、小規模建築部門1作品）、優秀賞5作品（一般建築部門2作品、小規模建築部門3作品）、奨励賞10作品（一般建築部門5作品、小規模建築部門5作品）が選考され、常任理事会にて専決承認のうえ熊本大会にて表彰式が行われた。

2-2. 令和5年度募集要項等の検討について

令和5年度日事連建築賞募集要項について事務局から以下の説明がなされ協議した〔資料2-2〕。

日付等の必須変更項目及び提出書類の記載事項の詳細を追記する等事務的変更をする。委員構成については一部調整中の委員もいるが11月の常任理事会までに確定し承認を得る。

また、令和4年度日事連建築賞選考委員会にて協議された、応募時の延面積の定義について以下の報告がなされた。

確認：応募者から稀に、検査済証に記載された延面積より小さい延面積（一般建築部門ではなく小規模建築部門）で応募したいという要望がある。場合により委員長に相談するが、基本的には『検査済証』に記載された延面積を審査対象の延面積とすることとしているがこのままでよい。

選考委員意見：全体の機能を観ながら作品を評価していくため、一部だけではなく建物全体として応募してほしい。また、小規模建築部門の方が有利ということではなく、かえってディテールを求められる。

（例：60周年記念賞「新富士のホスピス 川村病院 | いまここ |」（応募者は小規模建築部門を要望したが一般建築部門にて受け付けられ評価された。））

令和5年度についても、同様に進めることとした。

〔質問・意見等〕

・選考委員の決め方を知りたい。

⇒選考委員長及び会長等からの推薦により調整・決定

している。

- ・一般建築部門の延面積が20,000㎡以下となったがどのように決まったのか。

⇒令和元年11月の常任理事会にて、10,000㎡の上限について再検討してはどうかとの意見が出され、広報・渉外委員会にて全単位会にアンケートを実施し検討した。上限を撤廃してもよいという単位会も12単位会と割と多く、当初委員の協議では撤廃の意見が多かった。しかし、協議を継続し、6割の単位会は現在のままでよいというアンケート結果となり、元々会員の多くが中小規模の建築作品を手掛けることが多いため10,000㎡で制限していたことも考慮したうえで、昨今の公共施設などの面積を鑑み、令和4年度より20,000㎡に変更することとした。

- ・受賞作品数をもっと多くした方がよいのではないか。

⇒以前は応募すれば受賞できることもあった。

⇒審査体制が確立し、賞の重みがでてきている面もあり、多すぎるのもよくないかもしれない。

⇒単位会やブロックの応募など、全体的な推移をみてみたい。

⇒単位会の応募作品数も会員数で決まっている(基準: 会員数500事務所以下の単位会は両部門1作品ずつ)。令和元年度にはこの規定を、一般建築部門と小規模建築部門でバランスをとりながら応募できる数を少しでも増やすため、一方の部門で応募が無かった場合はもう一方の部門に1点追加で出せるように改定がなされた。

賞の簡単な変遷や全体的流れがつかめるデータを事務局でまとめ、今後の委員会にて、その資料を参考に日事連建築賞について検討していくこととした。

3. 建築士事務所キャンペーン事業について

令和4年度建築士事務所キャンペーン事業について事務局から以下の説明がなされた[資料3、3参考]。

統一テーマは「新たな時代を築く 建築士事務所協会」、無償配布資料は2種類、各単位会に上限10万円を助成することで、既に単位会に通知している。

日事連と別に、国交省の後援名義使用を希望する単位会は8月までに日事連に申請することとしていた。近年希望する単位会も少なく、本年度は3単位会で国交省に申請したところ、コロナ対策とともに「行事等の登壇者や発言者が二人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているもの」の条件が加わり、偏りがある場合はその理由や今後どうするのかについて説明することも求められるようになったことがわかった。3単位会に連絡し、対応書類を追加提出することで承認が得られたが、次年度に関してはキャンペーンの実施要領等で明記し、その後は引き続き本事業の支援項目にいくらかを検討する。

また、令和4年1月の常任理事会にて、単位会組織強化支援事業と本キャンペーン事業ではニュアンスが異なるものの、無防備に予算を膨らませていくことへの懸念について話された。キャンペーンの位置づけをもう一度明確にしたうえで、組み入れるべきスキームが単独で実施していくかを令和5年度事業計画までに判断することとなり、広報・渉外委員会にて位置づけを明確にするよう指示がなされた。

前広報・渉外委員会では、以下のように考えたことの報告がなされ、本委員会でも確認された。

社会的な責務として事務所協会ではキャンペーン事業は継続すべきであること、建築士事務所協会に入会している建築士事務所への信頼が得られるよう建築士事務所・建築士事務所協会の存在意義を広く市民に知らせる活動を実施していくべきである。

その効果をあげるにあたり、全国一斉に実施することの検討や、消費者向け・未加入事務所向け等の周知ターゲットを絞る方法、事務所協会と日事連で役割を分ける方法等を考えていく必要がある。

[質問・意見等]

- ・例年全単位会が実施するのか。

⇒コロナ禍前は例年1～3程度実施しない単位会があった。令和2・3年度はコロナの影響と思われるが、12単位会が実施しなかった。

・建築士・建築士事務所に対してもだが、一般消費者に周知する方法は特に難しい。

・新聞・雑誌広告について

⇒平成12年の最初の大キャンペーンでは、ビデオ制作、単位会での一斉イベント、日経新聞への一面広告掲載を行った。日経新聞となったのは全国紙のなかでも値段が安かったことによるものであった。全国紙などのメディアはかなり費用が高かったが役員でも見ていない方がいたことを考えると、費用対効果として反省するところもあったと聞いている。

⇒新聞を読む人は減っており、特に若い世代には影響が小さい。

・Web広告について

⇒紙媒体よりもWebの方がよいことは確かだが、HPに載せたところで簡単には見てもらえない。

⇒リスティング広告（キーワードに連動したテキスト広告表示）のようなものもあるが、安くない。

⇒イベントに関連した著名な方のFacebookに掲載してもらったことがある。

⇒Instagramもあるが、アクセスしてくれる人を呼び込むのはインフルエンサーもいないと難しい。

周知方法については決め手がないのが実情だが、キャンペーン事業自体は実施していく必要があり、地元で詳しい人の話も聞き情報収集し、次回以降の委員会で検討していくとした。

4. 共同要望運動の実施について

事務局から令和4年度共同要望運動について以下の説明がなされた〔資料4、4参考〕。

令和2年度より共同要望書はレイアウトを変更して骨子の

みとし、A3両面印刷／中折りで作成している。令和4年度は①業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化、②入札方式に偏らない評価方式の採用と適正価格の設定、③建築士事務所賠償責任保険への加入、④建築CPD情報提供制度の実績活用についてで、近年は毎年文章を少しずつ修正しつつこの4項目となっている。また、平成30年から、早期実施（4月～6月）と通常期実施（7月以降）の2期に分けて手配をしているが、令和4年度は早期実施希望の単位会は無かった。今後時期について検討する必要があるかもしれないが、早期実施をする前提で、次回の委員会にて要望項目を決定する。

次回委員会までに委員に令和5年度共同要望項目についてアンケートを実施し、その結果を基に協議することとした。

5. 会誌の発行について

事務局から会誌「日事連」について以下のとおり説明がなされた〔資料5、5参考〕。

令和4年度会誌編集専門委員会は先週開催され、今後の特集企画等について協議した。広報・渉外委員会からは委員長が参加することとなっており、石井委員長も参加した。また、田端委員は令和2年度から引き続き専門委員会の委員となっている。

また、令和3年7月号より会誌Web版が導入され、単位会ごとにWeb版と印刷物を選択することとしており、現在印刷物を選択しているのは28単位会、Web版は19単位会である（毎年4月号で選択）。本年9月号からは、画面をよりクリアに表示させるためWeb上の閲覧ソフトを変更した。

事務局より、会誌には「美術館・博物館巡り」や「建築士の休日」など、会員からの寄稿を随時募集しているため、委員や委員の所属する単位会、ブロック協議会などでPRし、執筆いただく会員を紹介してほしいとの依頼がなされた。

〔質問・意見等〕

・Web版のダウンロードはできないのか。冊子ではなくなったため、時間のあるときに読み返したい。

⇒印刷アイコンをクリックし、送信先をプリンタでは

なく「PDFに保存」を選択するとPDFが作成される。

- ・ 日事連のHPでは表紙と目次しか掲載していないのではないかな。

⇒ 一般には公開してなく、特定のURL

(<https://www.njr.or.jp/members/magazinm/>)

にユーザ名／パスワードでログインすると閲覧できる。

単位会は、日事連から毎月会誌データを受け取り会員専用HP（パスワード等で制御）で閲覧することを基本とし、会員専用HPを持たない、またはその更新処理が難しい場合は日事連HPを閲覧することで運用している。

- ・ 単位会の会誌送料を抑えるためにWeb版の導入がされたと思うが、Web版だと読まないという話も多く聞く。メールに添付したらまだ読むのではという意見もあった。

- ・ 単位会でもきっかけづくりは必要である。

⇒ 日事連側では、画像が観やすくなるように、本年9月号から閲覧ソフトを変更し、表示をクリアにした。

その時も同様であったが、観やすくなるには解像度を高くしファイルサイズが増加するため、単位会が契約しているHPのサーバ容量等との調整も必要となるため安易には行えない。

Web版を読みたいと思わせる仕掛けとして、通常号については、URLへのリンクや画面拡大だけではわかりにくい図面等について、クリックすると拡大図版が表示できるようにしている。10月号の日事連建築賞特集では、会誌編集専門委員会での協議の結果、奨励賞受賞作品は冊子で図面を掲載する機会がないため、Web版のみ図面が観られるように工夫した。（優秀賞以上は毎月1作品ごとに連載「日事連建築賞受賞作品紹介」の中で図面・写真を含めた設計者等の執筆記事を掲載することとなっている。）ただし、別の関連記事を作成しリンクで飛ばしたり

動画を掲載するなど、毎回特殊な仕掛けをつくるには、印刷入稿後の開発時間や追加の経費も必要となるため、慎重に検討する必要がある。

6. 令和4年度上半期事業報告

事務局より、令和4年度上半期事業報告（案）について説明がなされ、協議の結果、原案のとおり了承された[資料7]。

7. その他

次回委員会：令和5年2月20日（月）14：00～16：00

■第1回 指導運営委員会 議事概要

日 時 令和4年10月28日（金） 15：30～17：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 矢野敏明

委 員 佐藤友一、奥村一利、立道浩幸、
辻裕樹、田中健一、有馬一郎

担当副会長 原行雄

事務局 居谷、前田、千浜、安藤

<提出資料>

資料1 令和4年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 苦情の解決業務の事例集作成 年間スケジュールのイメージ（案）

資料3 令和4年度上半期 苦情の解決業務実施報告書
（個別レポート）

資料4 個別レポートに関する助成制度の令和5年度以降の方策について（案）

資料5 苦情の解決業務の規定モデル等関係資料および建築士事務所のトラブル予防の改訂について

参考資料 建築士事務所の経営と展望（第4章）

参考資料 専門家相談と紛争処理の対象拡大（住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

配布資料 指導運営委員会 委員名簿

配布資料 委員会等構成

配布資料 苦情の解決業務の事例集（令和3年度）

配布資料 苦情の解決業務の規定モデル等関係資料

配布資料 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」テキスト
＜議 事＞

1. 令和4年度上半期 指導運営に関する事業報告について

資料1に基づき、事務局より説明がなされた。

今年度上半期の苦情相談申込書受付件数は、全単位会で合計15件であった。今期より岐阜会が加わり、47都道府県での集計結果となっている。

各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。

2. 苦情解決事例集について

資料2に基づき、事務局より事例集作成までの年間スケジュールについて説明がなされた。

苦情解決業務を実施する相談員等の参考となるよう、半期に一度、単位会から提出された個別レポートを基に事例集を作成し発行している。上半期分は3月にデータで提供し、下半期分と併せて9月に1年分の個別レポートを掲載した事例集を作成し、単位会へ提供している。単位会から提出された個別レポートはわかりにくいものがあるため、担当委員で内容を精査し、修正していた。

事例集作成の年間スケジュールについては、概ね案のスケジュールで進めていくこととした。

3. 令和4年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について

資料3に基づき、令和4年4月1日から令和4年9月30日の間に苦情解決業務が終了した案件のうち、単位会より個別レポートの提出があった4件について事務局より説明がなされ、内容を1件ずつ確認した。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり割り振った。担当委員は記載内容に関して問題点や不明点等があれば単位会へ確認、内容を精査してわかりやすく修正してもらい、12月15日(木)までに修正部分を朱書きにして事務局まで返送してもらったこととした。修正内容については次回の委員会にて担当委員より説明を行い、修正後の個別レポートを基に事例集への掲載を検討することとした。

○担当委員

宮城会(2件)・・・辻委員(01)、立道委員(02)

東京会(1件)・・・奥村委員

大阪会(1件)・・・佐藤委員

○助成について

4件全てを対象にすることとした。

○会誌への連載について

個別レポートの中から特に会員の参考となるものを会誌『日事連』の連載「苦情解決事例紹介」で掲載している。年2～3回程度記事を掲載しているが、11月号に先期委員会でストックしていた個別レポートを掲載したため、現状ストックしている個別レポートが無い状態である。そのため、今回の4事例の中から1～2事例を会誌への掲載候補に選定してもらいたい。

掲載候補については、修正後の個別レポートを基に次回の委員会で検討することとした。

4. 個別レポートに関する助成制度の令和5年度以降の方策について

資料4に基づき、事務局より説明がなされた。

苦情の解決業務の体制確立のため、単位会から提出された個別レポート1件につき1万2千円を助成する制度として運用されている。助成制度は2年更新であり、現在まで更新してきている状況である。前期委員会で決定している助成期間が令和5年3月までとなるため、それ以降の助成制度の延長について検討した結果、令和7年3月まで延長することで了承された。

なお、個別レポートは当該年度に苦情相談業務が終了した案件のうち、相談者面談を行ったもので、施工のみに関する苦情や建築相談は対象外である。

5. 苦情の解決業務の規定モデル等関係資料および建築士事務所のトラブル予防の改訂について

資料5に基づき、事務局より説明がなされた。

各委員で内容を確認してもらい、次回委員会で改訂について意見をもらうこととした。

■次回日程 令和5年1月31日(火) 14:00～16:00

■第8回 業務開発専門委員会 議事概要

日 時 令和4年10月31日(月) 14:00~16:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 内田 要(佐賀)

委 員 加藤 彰(青森)、安藤正道(福島)、
千鳥義典(東京)、富樫 亮(東京)、
本間裕之(新潟)、安藤春久(愛知)
大村 修(滋賀)

特別出席 児玉耕二会長

前委員長 藤原 薫(山形)

事務局 居谷、千浜、野出、吉田

{配付資料}

委員名簿

日事連機構

第7回業務開発専門委員会議事概要

資料1：新たな業務開発に関して議論した具体的な施策
(提案)のまとめ

議 事

○特別出席の児玉会長、の藤原前委員長より委員会設置の趣旨が説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・(児玉会長) 建築士事務所が将来どうなるのか、日事連の役割をどうしていくのかを真正面から議論していかなければということで専門委員会を設置した。藤原前委員長が良いまとめをしていただいて、課題は3つほどに収斂されている。難しい課題ではあるが避けて通れない。アウトプットまではまだ見えていないが今の状況をよくご存じのみなさんが本音で語っていただきたい。
- ・(藤原前委員長) 児玉会長より二つのテーマをいただいた。今までは耐震診断などの収入で事務所協会の運営がうまくいっていたが、最近では少なくなり変わる新たな業務の開発が必要となったこと。もう一つは、建築設計が社会の要請により変わってきている中、我々の領域をどのように広げていくかということである。省エネ、リノベーションなどいろいろ出てきている。具体化の前の方向性を何とか出せないかということで検討してきた。

1. 業務開発についての具体的な施策

○資料1により藤原前委員長より新たな業務開発に関して議論した具体的な施策(提案)について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・すべての単位会や会員に適用できるような提案はありえないが、複数の提案を提示してそれらに対する対応は各単位会・会員の判断に委ねる。
- ・具体的な施策の提案として考えられることは以下の通り。
 - ①建築士事務所同士をつなげる全国規模のネットワークづくり(事務所間の連携による新しい展開、設備事務所・構造事務所の高齢化の問題、CLT)
 - ②単位会内に発注者支援のための組織づくり(第三者性の担保)(まちづくり委員会などを発足させて発注者支援の窓口)
 - ③県や市町村担当職員と若手建築士との情報・意見交換会の発足(若手職員と若手建築士で自治体が抱える課題などの意見交換)

○次のような意見交換を行った。

【ネットワークづくりについて】

- ・ネットワークづくりということにインパクトを感じた。BIMだけではなくBIMをすることでネットワークができる。一人、二人の事務所でもネットワークを通じて力を合わせて足りない部分を補う。いままでできなかったことができるようになる。ネットワークをどうするかというよりここ何年かで具体化しないといけない。中央のニーズと地方のニーズは異なっているかもしれない。地方では見ず知らずの人であると飛び込めない部分はある。

発注者支援の組織づくりについては、資料1のp.3の2行目の「建築士も建物から場を設計することに能力を傾ける時期が来ている」がこれからの課題と思う。

- ・内田委員長と同じような感想を持った。協会として何か業務を開発するのかということであるがなかなかいい案がない。今、大変なのは何か。地方では元請けは設備、構造事務所に仕事を出しているが、高齢化や一人か二人でやっている事務

所が多いのでこれからどうするのかということになる。信頼できるネットワークを構築して生き残ることを考えようという方向が出せればと思う。

- ・東京会の会員情報のデータベース化のシステムはようやく稼働し始めたところである。それとは別に会員サービスをもっと充実させようということで建築士事務所の紹介等を検討する委員会を設けて検討を始めた。人と人とのつながりを再生するというところであるが、ハードからソフトへとようになってきていることを感じている。

B I Mについてだが、B I Mでなにをやりたいのか、B I Mで今までできなかったことができるようになるのか、何ができるようになるのか。B I Mに取り組むときに何に躊躇するのか、コストなのか、人なのか、研修なのか、そのあたりのところを日事連のなかで突破していければと考えている。

- ・ネットワークについては興味がある。滋賀会では小規模な事務所が多い。業務をとっても自社で消化しきれない。設備事務所の数が非常に少なくなっている。去年は国からの補助が出てトイレの改修などの依頼が多かったが、設備事務所がなかなか受けてくれるところがなく意匠を超える報酬額で依頼をしたりしていた。設備事務所を紹介できるようなシステムがあれば日事連の魅力も増すのではないかな。
- ・新潟市内のことしかわからないが、市内では仕事が少ない。若手がやっている設備事務所は逆に東京、九州辺りである。その他の事務所は一人二人で、決まった事務所としか仕事をしない。
- 発注に関する組織づくりについていえば、新潟市、新潟県に建築設計協力を行っている。市では70社、県では170社でやっている。組合で団体を作っている。市では課長補佐が変わると動かなくなるが、県とは熱心に会合を持っている。
- ・第8回ということであるが、年度を決めてここまでやろうという話ではないのか。
- ・一応そういう方向ではあるが、むりにまとめるわけにもいかないので皆さんの議論の中でまとめられたらということになるかなと思う。

- ・ネットワークということであるが、設計を受けてからどうまとめるかということになるのか。福島では積算事務所が少ない。東京、九州の事務所に頼んだりしている。図面化する前に東京のCM会社と協力して基本構想を作っている。設計前のネットワークが地方では特に必要になる。また施設の修繕、公園などを依頼されると設計者は外構が弱い。そういう情報があればと思う。

公共施設で大規模なものになると中央の建築士事務所に行ってしまう。福島会では大規模なものでも地方の事務所とのJ Vで出してほしいと要望している。ネットワークでJ Vの仕事ができるようになればよい。仕事をつくる、まとめるネットワークがあればと考える。

- ・それぞれの地域で事情がだいぶ違うと理解した。東京会では会員情報のデータベースが立ち上がったところであるが、それと並行して設備設計事務所、構造設計事務所、積算事務所、事務所協会と協議会をつくって政策要望を行政に行っている。いずれデータベースと連携して東京の中でのネットワークも作れればと考えている。そのような連携が全国でできると良い。

- ・東京会のデータベースは実用化されているのか。

- ・まだまだの状況で検索ができるところまでである。会員のニーズを洗い出してデータベースに入れていくかを検討する委員会が今期から立ち上がって検討を始めたところである。設備事務所の数が圧倒的に少ないのでデータベースの意味があるのかということもある。

業務開発専門委員会は業務開発と銘打っているので今我々がやっている仕事に加えてもっと新しいテーマを打ち出せればと思う。ネットワークも会員以外からの情報も入ってくると良い。

- ・東京会では東京都の設備設計事務所協会と連携してのマッチングサービスをすぐにはやろうとはしているが、このように組織的に応援をしないとイケないとなると、人と人との信頼関係を構築するのが難しい。作り上げるときに工夫が今後必要になると思っている。

・福島では一般の方からのこういう案件でだれか建築士事務所を紹介してほしいという依頼への対応を行っている。事務所協会では情報を提供する。設備事務所の紹介ということになるとネットワークというよりこのようなマッチングになるのではないか。

・新潟では若い人は住宅しかない。仕事はHPでとる人が多い。そういう人たちのグループは同じBIMを使うということで仲間となり固まってしまう。そういう人たちをなんとか協会に入れられないかと思っているがなかなかむずかしい。

【建築士事務所のDXとBIMについて】

・この前の常任理事会の際に国交省建築指導課長が来て、省エネと建築分野のDXについて話があった。

建築分野のDXは行政分野も含めて進めなければいけないということで、事務所名簿の閲覧、BIMも一つの流れてとして進めていきたいとのことであった。

BIMについては、国交省の推進会議でBIMの業務フローの作成やモデル事業などを進めている他、もう少し進めて社会的な実装を加速することを視野に入れているようである。

BIMによる建築確認、設計、施工、維持管理まで含めた横断的な活用、中小建築士事務所、中小建設者への支援などが考えられているようである。まだまとまった話として出てきているわけではないが。

・3年前くらいに秋葉復興大臣と名刺交換をしたときに令和5年から小規模なものを除いて2,000㎡以上のものについてはBIMによる発注条件設定を行うということを聞いたので、すでにそろそろそういう動きがあるのかと思っていたが。

・営繕部ではモデル事業として3、4年前からBIMを前提として発注を行っているが、あくまでモデル事業としてであり、すべての建築物でということではない。

・中央でそのような話が聞こえてくると大体5年後くらいに地方に波及してくる。まだ話は来てはいないがこのような時に国はどう動くのか。日事連に話が来ているということはシナリオができていているということか。

・DX化についてはデジタル庁がはつばをかけていて一斉に動

き出している。

・山形県では今年度から年度にBIMによる設計案件を出すといっている。

・いろいろ話を聞くとBIMで設計しても最終的には二次にしないといけないと聞いている。動き出したら早いかもしれない。

・4月から日事連ではBIM GATEを設けているが、そこではBIMで仕事をしている事務所はデータベースに入れられるようになっている。それがどう活用されるかは今後の課題。

・BIM GATEをつくるときにどんな情報を入れるかを検討した。初心者にはBIMがどんなものかわかるサイトであること、同時にBIMではネットワークで仕事をしている場合が多いので全国にわたるBIMの設計事務所のリストがあった方がいいということがあった。また大学の関係者よりどこの事務所がBIMをやっているのかわからない、学生は建築士事務所でBIMをやっていないのでゼネコンにいつてしまうなどの声があったため、BIMパートナーシップという項目を設けてどこがBIMをやっているか、インターンシップを受けられるか等の情報を載せている。いま500社くらい参加している。

・建築センターでシステムの審査をしているといろいろな業界に出入りすることになるが、最近ちょっと怖いなど思っていることとして、BIMに関するソフト開発をしている人たちが何をしているかという、BIMとAIをくっつけて自動設計装置に力をいれているという話を聞く。相当の部分がBIMとAIに乗っ取られてしまうという危機感がある。

CADが普及したきっかけはJW。普及のきっかけがあればBIMも一気に普及するのではないかな。

・BIMについてはまだ普及とか周知の段階で省エネのように義務づけまでの議論は出ていない。

・省エネについては目標がはっきりあるが、BIMについての最終目標はどこにあるのか。

・まだ完全にシステムが整備されていない。BIMはただ図面

を描くだけではなくて、一つ一つのパーツの仕様が決まっていなくて、完全なシステムにならない。それがないと一つ一つの仕様をそれぞれの人が判断して入れていかないといけないのでBIMの効用が出てこない。元のデータベースの構築が思うようにいっていないと思われる。それと日本の場合には国交省がソフトを一つに決められない。互換性があるかないかの問題が出てきてしまう。

- BIM研修委員会を立ち上げて若い人たちがいろいろやっているが、ソフトを2つくらいにまとめて絞っていかうかと提案したが、BIMの前段階でハウスメーカーが使っているので無理となって結局4つのソフトになった。それはそれで進めていくしかないが将来的にネットワークなどを考えた場合、互換性はどうかということがある。
- いくつかのネットワークができてしまうことになる。BIMのソフトも規模などによって使いやすいソフトがある。住宅レベルから20万、30万㎡まであるので各事務所で選んで使っている。ターゲットが決まればそれに合うソフトが普及することになる。
- Revit軍配が上がったのではないのか。
- 私見だがRevitは緻密でよくできたソフトではあるが、ある規模以上のものではメリットがあるが小ぶりのものについては別のソフトで十分ではないかという気がしている。
- Revitはもともと機械設計のためにつくられたので入力が緻密で意匠設計者は嫌がる部分がある。もう一つのソフトの方が微調整できる。個人的には住宅にはBIMは必要ないのではないかとも思う。BIMの研修を受けたがめちゃくちゃ大変。材料情報、属性等を入力していき、それらの集合体が立体となる。手間はかかる。魔法のようなことができるわけではない。BIMにはいろいろな可能性はもちろんあるが、今できていることは言われているほどではない。設計のAI化などとは親和性が高い。AIは残念ながらお客さんのニーズを読み取ることはできないが。
- AIが普及していくと建築士の役割が変わるか。

2. 今後の進め方について

○次回に向けての課題について意見交換を行った。各委員で自分ならこのようなネットワークを作るというアイディアを提示することとした。

- 単位会の中で、それからブロック、全国区の3段階くらいで。これなら実現できるというようなネットワークを考える。あわせていろいろなトラブルや課題、信頼度などの問題点も挙げる。

○次回の委員会予定

令和5年2月1日（水）14:00～16:00

■第1回 会誌編集専門委員会 議事概要

日 時 令和4年10月14日（金）15:00～17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 荻窪伸彦

副委員長 宇塚幸生

委 員 田端友康、鈴鹿美穂、小泉 厚、福山雅也

広報・渉外委員長 石井繁紀

オブザーバー (株)ジェイクリエイト 城市奈那、
井手真梨子

事務局 居谷、前田、三浦、鈴木

欠席者 委 員 齊藤滋史

<配布資料>

資料1-1: 令和4年11月号台割

資料1-2: 表紙の写真説明文

資料1-3: 表紙候補写真4枚

資料2: 令和4年12月号台割

資料3: 令和5年1月号台割

資料4: 令和5年2月号台割

資料5: 特集提案『西洋庭園』（福山委員）

追加資料: 9月号の感想文（佐藤前委員）

参 考: 令和4年度 年間台割表

議事

1. 直近の会誌（9・10月号）の掲載内容についての意見交換
会誌の掲載内容について、各委員より感想等を述べた。

<9月号>

- ・表紙の写真はインパクトがあり綺麗でよかった。
- ・特集「階段の美学」の中で、田中智之氏（熊本大学大学院教授）の内容はドローイングで描かれ面白い記事であった。階段の歴史も載せることができればより一層よかった。
- ・「美術館・博物館巡りー奥田元宋 小由女美術館」は、取材した日の天気が悪く思うような写真が撮れなかったのは残念であった。作品写真が掲載できなくなり、その部分の記事を書き直してもよかった。
- ロビーより満月を望む写真はとてもよかった。
- ・投稿募集の「私が出合った印象的な階段」は多くの投稿があり、日本民藝館本館もジェイクリエイトより紹介され集まってよかった。
- ・編集後記は任期最後の集合写真も載せられていてよかった。

<10月号>

- ・特集は、「令和4年度日事連建築賞」で、今年度はいろいろな用途の作品が選ばれていて見応えがあった。審査講評では選考委員も現地審査に行かれているため、もっとコメントを増やして書いてもらってもよかった。また、選考委員の顔写真もあればよかったと思う。
- ・単位会主催の建築賞・コンクールは、学生を対象に表彰している単位会もいくつかあり将来的にも良い傾向であると感じた。実際に行われている単位会の建築賞・コンクールをもっと幅ひろく紹介できればよいと感じた。実施しているのに掲載していない単位会が無いようにした方がよい。
- ・「建築士の休日」は、福井会会員により「抽象画を描く」のタイトルで趣味の域を超える良い作品が載せられていてよかった。
- ・賠償責任保険NOTEは、椎の木の無垢フローリングのひび割れが書かれているが、木質の設計手法について知識を得るために、今後特集等で取り上げてよいと感じた。

2. 令和4年11月号以降の特集企画等の確認、検討
ジェイクリエイトおよび事務局より11～3月号について台割案に基づき説明がなされた。

○11月号（資料1）

◇特集は「廃校利活用（仮）」を掲載

- ・タイトルについて再考し、「よみがえる校舎」に決定した。
- ・「廃校利活用の動向と長く活用されるための計画のポイント」について、東洋大学客員教授・天神良久氏より執筆を予定している。
- ・「廃校利活用事例」については、4つの事例の掲載を予定しているが、コロナ禍で一時的に休業している物件があり、代替として福岡県のI-PEXキャンパスを掲載候補に挙げることにとした。
- ・11月号の表紙について、ジェイクリエイトより特集に因んだ4枚の写真が提出され、尾畑酒造（株）学校蔵（新潟県佐渡市）を選定した。

◇その他の記事

- ・建築士の休日は和歌山会会員の記事を掲載する。
- ・美術館・博物館巡りでは、「京都国際マンガミュージアム」を荻窪委員長が執筆した。
- ・11月号より令和4年度日事連建築賞の受賞作品紹介を受賞者の執筆で掲載する。
- ・編集後記は荻窪委員長が執筆する。

○12月号（資料2）

◇特集は「第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）」の開催の模様等を掲載する。

- ・基調講演、パネルディスカッションおよび青年話創会は、ジェイクリエイトにより要約した内容を掲載する。
- ・エキスカージョンでの熊本城の見学の模様は、熊本会が執筆する。熊本会からは2頁になる旨の報告を受けたが、撮られた写真も多くあると思われるので、頁数を増やして掲載してほしいとの意見があり、再度熊本会へ依頼することとした。
- ・福岡会と熊本会の主催で開かれた「女性交流会」の模様を東京会会員が執筆する。また、日事連フォーラムとして、熊本大会の各委員長6名により、大会の感想を執筆してもらい掲載する。

◇その他の記事

- ・「建築士の休日」は、福井会会員の執筆を予定している。
- ・編集後記は宇塚副委員長が執筆する。

○1月号（資料3）

◇新年号にあたり、日事連会長の年頭のあいさつを冒頭で掲載する。

◇特集は新年に因み「美術館の世界を広げる日本庭園（仮）」を特集する。

- ・事例では、北野美術館（長野市）、陽光美術館および京都市京セラ美術館等をジェイクリエイトより執筆候補・中田勝康氏（庭園研究家）に依頼する。
- ・建物と庭園の関係性や図面と配置図も含めて掲載したい。
- ・近現代建築の範囲まで広げて、庭園家だけでなく建築家が関与した庭園も入れたい。タイトルも「建築と日本庭園」として、建物でも魅力のあるものを探す方向で進めることとした。
- ・特集とあわせて、関連で連載「美術館・博物館巡り」の中で、島根県の足立美術館の掲載を予定する。

◇第2特集として、青年部会会員等の寄稿により「新年の抱負」を掲載する。

- ・2050年の建築界、これからのワークスタイルや未来像をテーマにして単位会へ依頼することとした。

◇その他の記事

- ・「日事連建築賞受賞作品紹介（60周年記念賞）」、隔月掲載の「続BIMで変わる、BIMで変える（山梨会会員執筆）」等を載せる。
- ・編集後記は福山委員が執筆する。

○2月号（資料4）

◇特集は「建築写真にフォーカス（仮）」を掲載する。（資料4）

- ・「建築写真の今とこれから」（予定）と題し、写真家3名にインタビューを予定。また、建築写真の歴史という観点で書いてもらえる可能性のある大学の先生もいる。
- ・建築士事務所とインスタグラムを企画で挙げていたが、イ

ンスタグラムはウェブマーケティングも含めて別の機会に掲載することとした。

- ・今回の特集は建築写真を主において掲載することとした。

◇その他の記事

- ・美術館・博物館巡りで、村上春樹ライブラリー（早稲田大学国際文学館）を宇塚副委員長執筆により掲載する予定。

○3月号（参考-年間台割表）

- ・3月号の特集は、大阪万博2025を予定している。来年、再来年にかけて各パビリオンの詳細もわかってくるので、万博に向けて機運を高めるために、毎年3月号を固定して特集をする提案がなされ、計画することとした。

○特集提案

- ・福山委員より1月号で予定する「日本庭園」に対比する形で西洋庭園の特集提案がなされた。（資料5）
検討の結果、日本庭園とは時期を離して、半年後くらいを目途に特集することとした。具体的に何を載せるかは今後検討する。

4. その他

次回委員会 令和4年12月9日（金）15:00～17:00

■第13回 法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和4年10月19日（水）10:00～12:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

委 員 原 行雄、黒木正郎、白井 勇、木下賀之、
井手添誠、岩本茂美、仲摩和雄

事務局 居谷、前田、千浜、東小川、吉田

議 事

（1）意匠法についてのこれまでの検討について

○事務局より、資料1—1によりこれまでの改正意匠法についての法制度対応特別委員会での対応について説明された。三会での特許庁との意見交換会なども行っているが、建築設計の立場がなかなか理解されない旨、説明された。
また、居谷専務理事より資料1—2により東京会での自民党

東京都支部連合会への要望により特許庁と建築設計関連団体との間で定期的な懇談の場が設けられることになったことが報告された。

○次のような意見交換を行った。

- ・ J I A にも関係委員会があり、聞いた話によると特許庁に新奇性について他でもたくさん見られることを指摘しても全く反応してくれないとのことである。裁判にでもならないと動かないのではないかとのことである。
- ・ 保護されるべき新奇性のある種の思いつきの境目がはっきりしない。某大手ゼネコンなどは考えて思いついたものはどんどん申請しようということになっている。外観意匠ではなくプランニングということになると合理的な建築計画でも権利を侵害してしまう恐れがある。国民全体の利益にとってどうなのか。特許庁は建築設計の保護のつもりで意匠法を改正したが、困ったという意見ばかりで困惑しているとのことである。こちらサイドでも何かしていけないといけない。
- ・ 設計者の保護というより建築主の保護がされない。一定の話をしていけないといけない。特許庁では我々の主張を理解できないのではないのか。議連を通じて話をしていけないといけないのではないのか。
- ・ 訴えられる可能性があるので理解を深めてクライアントにも説明していけないといけない。
- ・ 今の状況であると、まじめに業務を行なっても訴えられてだめになる状況がいくらでも出てしまう。建てたものが違反といわれたらどんな賠償になるか。
- ・ 建築主の保護と設計者の保護を同一視している。製品とプロダクトの関係。
- ・ 住宅メーカーなどにどんどん登録されると設計ができなくなる。
- ・ 設計に携わるものとしては、こういうものまで申請するのかというものもある。工業製品と同じような扱いを建築でされることに懸念がある。
- ・ 若い時からいいものを真似するという習慣がある。そういうことが全部だめになるのか。この法律が改正されたきっかけを教

えてほしい。

- ・ そんなに詳しくないが、特許庁は映像などこれまで意匠法で保護されなかった部分を拡大しようとして、その世界だけの人間で委員会を構成し改正案をつくった。その間、国交省には何も連絡がなかった。建築には建築主と建築士の両方があることの認識が特許庁にはなかった。外観の意匠などは著作権で保護されており、契約上も建築主と建築士事務所の立場を明確にしているのもそれで十分なはずである。
- ・ クライアントとの契約の関係でそのあたりもしっかり位置づけていけないといけない。
- ・ 四会連合協定の契約約款では意匠権の登録、意匠権の利用等、譲渡禁止などの条文を設けて委託者、受託者が双方で勝手な意匠登録ができないことなどを規定している。
- ・ マスコミを使って著名な建築家や教授などに書いてもらって機運を醸成するのも一つの方法ではないか。
- ・ 言葉だけの議論では動かせない。事例を挙げてこのようなものはどこにでもあると言っていけないといけないのではないのか。
- ・ 新奇性について質問しても、どこが新奇なのかの回答が返ってこない。事例を出しても認められるとも認められないとも言わない。話も通じず議論にならない。
- ・ 建築の専門家が審査に関われないかということをかなり初期の段階で提案しているが、何のことかというような反応であった。裁判なりマスコミの報道などでその部分が突破できれば何か動きが出るのではと思うが。
- ・ 初期の段階では一軒だけを建てるような建築士ではさほど影響はないのではという話であったが、どんどん範囲が拡大してきていくなかなか難しそうで放置できない。
- ・ 今後特許庁とも意見交換をして専門家が関われないかどうか等、意見を言っていきたい。

(2) 日事連「業法運動の歩み」について

- 資料 2—1、2—2により吉田調査役からこれまでの日事連の業法運動の歩みについて説明された。主な内容は以下の通り。
- ・ 日事連の前身である全国建築士事務所協会連合会においては、資格法と業法の分離確立、団体の法制化と強制加入は設立当初

よりの目標であり、建築士事務所法案要綱を作成するなど、継続的に活動を続けてきた。

- ・平成22年、新法制度検討WGを設置、平成24年に「建築士事務所法の提案」をとりまとめた。こののち、設計三会による意見交換などを経て、設計三会による共同提案をまとめ、議員連盟勉強会を経て、議員立法により平成26年に建築士法の改正に至る。
- ・別表1にはこれまでの要望・提言事項と法改正の状況をまとめ、別表2ではまだ実現していない要望・提言事項をまとめた。
- ・資料2-2では‘業法制定運動’において検討すべき課題、議員立法による法改正に必要な条件をまとめた。

○次のような意見交換を行った。

- ・業法運動は業の確立を目指すこと。これまでは士法の改正で対応してきたが課題も残っている。士法の改正で要望がすべて実現できるのであれば士法の改正で業法運動が完結したということもできるのではないかと。業の部分が大きくなってくれば資格者法としての士法と分けるということもおのずと出てくるかもしれない。
- ・業の確立、強制加入・当然加入は団体設立時よりの目標。これを引き続き掲げていくことで機運を高めていければと考える。積み残し課題を今後どのように実現していくかを宿題として皆で考えていきたいと思っている。
- ・中長期的には、弁護士会などを参考にすると開設者は一級建築士ということも考えられるが、それではハードルが高すぎるので既存の仕組みを守りながら全体としては法改正に必要な条件の【3】（官庁部署の同意）くらいのところから取り組んでいくべきではないかと。
- ・階段は一步步。やはり法改正に必要な条件の【3】（官庁部署の同意）、【4】（議連の決議）が大事。高校生にでもわかってもらえるよう努力していかないといけない。ターゲットを決めながら議論を進めていきたい。何をターゲットとするかを次回の委員会までの宿題としたい。
- ・団体へ強制の加入等はハードルが高いが、その他の課題につい

ては丁寧に活動していけば実現できるのではないかと。

- ・建築士法人の考え方はその通りと思うが、一般社団法人とどう違うのか。
→建築士法に書き込むだけなのではないかと。
→株式会社になると株式の持ち分があり、相続の時に大変と聞く。医療法人であれば持ち分がないので考え方としては合理的。
- ・建築基本法の準備会に幹事として参加しているが、大学の先生だけでは無理と思って参加している。建築基準法をなくして基本法を制定するということがベースになっており今の団体では無理と感じている。
今、既存建築物の取り扱いの制度化が迫る。そのあたりをターゲットにして法体系の改定をすべきということができれば基本法という理念に基づいての資格法という視点もできるのではないかと。
- ・これまでの活動で実現していない提言・要望事項については、事務所協会でも目指してきた。士法の改正ができればOKとするのか業法に載せるのかそのあたりを広く訴えていかないといけない。弁護士法と建築士法の違いは加入義務にあるが、業を行うのであれば加入義務があることを広く国民に訴えていかないといけない。その戦略、戦術を皆で議論していければと思う。
- ・建築士が報酬を得て業を行うためには、建築士事務所に属さないといけない。事務所協会で姿勢をアピールするのはこのことだと思う。目標に向かって進んでほしい。
- ・建築士事務所法は親の代からの要望であったが、これまで士法改正でお茶を濁されてきた。事務所法を目指すこの委員会で議論していければと感じている。
- ・士会は会員を増やしたい、日事連は事務所を増やしたい。属する建築士をすべて士会に入れるなど三会での共同態勢で相互理解をしていくことが大事。
- ・中長期的なロードマップをまとめてほしい。資格者法人をつくることはいろいろな可能性につながる。建賠保険の要件に入れてしまう、また資格者法人の開設者を建築家とすることで建築家協会が法定団体となる可能性もある。

平成26年には新法制度WGで「建築士事務所法の提案」をつくり、それを基にその後の活動を行った。この委員会でも何らかの形となるアウトプットを作成してほしい。

・次回からは何をターゲットとするかテーマを模索していきたい。

○次回開催日程

令和5年1月19日（木）10:00～12:00

（配付資料）

委員名簿

第12回議事概要

法制度対応特別委員会の設置について

資料1-1 意匠法についてのこれまでの検討について

資料1-2 建築設計関連団体と特許庁との定期的な懇談の実施について

資料2-1 日事連「業法制定運動」の歩み

資料2-2 業法制定運動において検討すべき課題等

■第5回 60周年事業特別委員会 議事概要

日 時 令和4年11月10日（木）11:00～11:50

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 児玉耕二

委 員 坂本忠志、井上泉、戸田和孝、
丸川眞太郎、南孝雄

特別出席 白井勇 記念式典企画分科会主査

事務局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷

欠席者 委 員 高橋清秋、霜村將博

<配付資料>

資料1：創立60周年記念式典の運営等について（案）

資料2：創立60周年記念誌について

資料3：日事連建築賞60周年記念賞について

資料4：広報関係について

議 事

1. 記念式典について

白井記念式典企画分科会主査および事務局から、12月

14日に開催する60周年記念式典について、13:00か

らの全国会長会議（2階・桜）の後、以下で実施する旨、説明がなされた〔資料1〕。

<1>概要

1) シンポジウム（3階・龍田）14:20～15:50

※政経フォーラムを兼ねる

2) 記念式典（龍田）16:00～16:45

①開式の辞

②式辞 ＊会長挨拶

③創立60周年記念事業功労者表彰

（単位会永年勤続）＊代表1名

④来賓挨拶（国土交通大臣、議連会長）

⑤来賓紹介

⑥祝電披露

⑦閉式の辞

3) 懇親会（桜）17:00～18:30

参加者はWeb出席可とし、概ね以下とする。

会長会議：単位会会長（＋随行者1名）、

日事連理事で105名程度

シンポジウム、式典（シアター形式）：

会長会議出席者＋来賓200名以内

懇親会：立食形式200名程度

<2>シンポジウム

① テーマ

～ 次世代を生き抜く 建築士事務所の課題と日事連の役割 ～

② 企画案

1時間30分程度

前半：講演 「次世代を生き抜く」のためのヒント

宮沢洋氏（前・日経アーキテクチャ編集長）

後半：フリートーク コーディネータ・宮沢氏、

パネラー・20～30代の若手会員3名

[委員からの意見]

・記念誌で本シンポジウム・式典等を掲載することとしており、編集やカメラを担当する外部の者が3名程度入る

こと、録音、録画等をするについて了承しておいてもらいたい。また、原稿や資料があれば提供してもらいたい。

⇒確認・依頼をし、可能なものを後日送付する。

- ・地方から参加すると、18時半くらいが会場を出るリミットとなるのでスムーズな運営をお願いしたい。

⇒懇親会は現在1時間半を見込んでいるが、1時間くらいで中締めとし、徐々に退出となることを考えている。

また、会場・龍田は17:00完全退出を求められているため、式典を16:45には確実に終わらせ速やかに移動しなければならない。

- ・単位会職員永年勤続表彰者の参加人数はどうなるのか。

⇒代表者1名のみに参加してもらい、他の対象者には表彰状等を発送する予定である。

また、コロナ禍での行事開催に関しては、マスクや消毒、密にならない等、一般的なことを適切に実施する。政府方針としても以前のように行動制限やイベントの即時中止ということはないようであるが、状況によりさらなる人数制限や懇親会中止などの可能性も考えながら進めていくこととした。

2. 記念誌について

井上記念誌刊行分科会主査から、以下のとおり記念誌について説明がなされた[資料2]。

○データ情報等は特にコンパクトにまとめる。堅苦しくなく、親しみやすいものにする。

○ストーリー性を持たせ、やわらかい感じのするイラストを入れる。ツナギ役の会話で自然に展開させる。

装丁： A4サイズ 計52ページ内

印刷部数：16,000部予定、HP公開

出版予定：2023年3月中

座談会3本(①これからの事務所経営～クライアントや社会の要請に応えるために～、②BIMの可能性～建築設計という仕事の将来～、③安全・安心な社会の構築を目指す～自然災害を経験して)と会長インタビューは実施済みである。

12月14日の講演、シンポジウム、また、式典の模様も

掲載する予定である。

[委員からの意見]

・若手がこれからいかに建築士事務所を運営していけるかは重要な課題であり、良い内容だと思う。

・記録の部分はどう掲載するかは少し気になるが、任せる。

⇒過去はかなりコンパクトにし、10年くらいに絞ることにはなる。今後事務所、事務所協会および日事連がどうしていけばよいのかを皆で考えて共有することが主となる。

3. 日事連建築賞60周年記念賞について

児玉委員長および事務局から、日事連建築賞60周年記念賞について以下の説明がなされた[資料3]。

「60周年記念賞」には日事連建築賞選考委員会により、以下の2作品が選定された。

○「新富士のホスピス 川村病院 | いまここ |」

○「みんなの診療所」

9月30日の熊本大会にて日事連建築賞の受賞作品すべての表彰式を実施したため、式典では簡単に紹介する程度でよいと考えている。

また、今回の記念誌ではデータの部分はコンパクトにするため、全国大会および日事連建築賞受賞作品の情報データについては、QRコードのみで日事連HP掲載頁にリンクをすることとしている。当該データ掲載頁は1頁で、富永譲日事連建築賞選考委員長の審査講評より「60周年記念賞」選定の理由とそれぞれの作品写真・建築情報を掲載する予定である。

本方針について了承された。

4. 広報関係について

事務局より広報関係について以下の説明がなされた[資料4]。

1) 日刊建設通信新聞社企画の特集記事

日刊建設通信新聞社より60周年記念として、以下の記事掲載の提案があり受諾することとなった。

○会長インタビュー

○座談会 テーマ： 建築士事務所の事業継承について

会長＋会員3名

誌面については12月14日発行で、式典時に配布することとなった。また、掲載記事に関しては、会誌「日事連」等への提供が可能（提供表記要）とのことで、内容を確認し、会誌編集専門委員会への提案を検討する。

2) 会誌「日事連」

9月号より表紙に「日事連は創立60周年を迎えました」と掲載し始めた。（3月号まで掲載予定）

[委員からの意見]

- ・追加した文字を少し大きくしてはどうか。

5. その他

検討してきた60周年事業について確認がなされ、今後委員からの意見を参考に進めていくこととした。

■主な行事予定

令和4年

12月22日 建賠事故審査委員会

23日 マンション修繕約款解説書作成合同検討会

令和5年

1月13日 業務・技術委員会

令和4年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和4年11月1日～11月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 47団体 構成員 14,439事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 1	1,006	4,216	23.9 %		295	29.3 %
青 森		165	902	18.3 %	△ 1	43	26.1 %
岩 手	+ 1	267	921	29.0 %		74	27.7 %
宮 城		332	1,865	17.8 %	+ 2	84	25.3 %
秋 田	△ 2	142	1,016	14.0 %		48	33.8 %
山 形		203	1,084	18.7 %	△ 1	59	29.1 %
福 島		236	1,467	16.1 %		68	28.8 %
茨 城		434	1,875	23.1 %	△ 5	154	35.5 %
栃 木		159	1,293	12.3 %		77	48.4 %
群 馬	+ 2	186	1,649	11.3 %		87	46.8 %
埼 玉		448	4,538	9.9 %	△ 7	138	30.8 %
千 葉	△ 2	343	3,276	10.5 %	△ 4	110	32.1 %
東 京	+ 2	1,612	14,649	11.0 %	△ 14	614	38.1 %
神奈川	+ 4	743	5,834	12.7 %	△ 5	223	30.0 %
新 潟		308	2,182	14.1 %	△ 3	135	43.8 %
長 野	△ 2	387	2,027	19.1 %		106	27.4 %
山 梨		106	799	13.3 %		15	14.2 %
富 山		295	1,127	26.2 %	+ 1	66	22.4 %
石 川		311	1,245	25.0 %		64	20.6 %
福 井		206	938	22.0 %	△ 1	55	26.7 %
岐 阜		118	1,512	7.8 %	+ 2	19	16.1 %
静 岡		385	3,002	12.8 %	△ 3	127	33.0 %
愛 知	△ 2	509	4,953	10.3 %	△ 3	137	26.9 %
三 重		184	1,174	15.7 %		64	34.8 %
滋 賀		183	1,096	16.7 %		40	21.9 %
京 都		372	2,163	17.2 %	△ 3	108	29.0 %
大 阪		797	6,291	12.7 %	△ 5	239	30.0 %
兵 庫	+ 1	354	3,511	10.1 %	△ 1	99	28.0 %
奈 良		106	880	12.0 %		26	24.5 %
和歌山		115	714	16.1 %		23	20.0 %
鳥 取		118	477	24.7 %		55	46.6 %
島 根		110	606	18.2 %	△ 2	52	47.3 %
岡 山		372	1,413	26.3 %	△ 2	72	19.4 %
広 島	△ 2	343	2,244	15.3 %		150	43.7 %
山 口		105	990	10.6 %		39	37.1 %
徳 島		111	810	13.7 %		18	16.2 %
香 川		87	1,011	8.6 %		20	23.0 %
愛 媛		183	1,167	15.7 %	△ 2	47	25.7 %
高 知		139	639	21.8 %		36	25.9 %
福 岡		470	3,341	14.1 %	△ 2	174	37.0 %
佐 賀	△ 1	180	586	30.7 %		47	26.1 %
長 崎	+ 1	240	738	32.5 %		44	18.3 %
熊 本		233	1,388	16.8 %		98	42.1 %
大 分	+ 5	156	829	18.8 %	△ 1	46	29.5 %
宮 崎		113	1,037	10.9 %	△ 1	47	41.6 %
鹿児島		289	1,146	25.2 %	△ 1	84	29.1 %
沖 縄		178	1,300	13.7 %		67	37.6 %
計	+ 4	14,439	97,921	14.7 %	△ 62	4,493	31.1 %

※建築士事務所登録数(B)は令和4年4月1日時点の数字である。